

感染症の予防及びまん延防止のための指針

1 基本方針

湯河原病院附属訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）は、利用者及び従業者等（以下「利用者等」という。）の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために事業所は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

2 注意すべき主な感染症

事業所が予め対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおり。

（１）利用者及び従業者にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症

集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等

（２）感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等

（３）血液、体液を介して感染する感染症 肝炎（Ｂ型肝炎、Ｃ型肝炎）等

3 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（１）平常時の対策

① 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。

② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。

また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。

イ) 利用者の健康管理

ロ) 職員の健康管理

ハ) 標準的な感染予防策

二) 衛生管理

③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員や委託業者を対象に年１回以上の「研修」（含む入職時）を定期的実施する。

④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全役職員を対象に年１回以上の「訓練」を定期的実施する。

- ⑤ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう

4 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

(1) 発生状況の把握

日常の業務に関して感染事例または感染のおそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。

(2) 感染拡大の防止・医療措置

① 訪問の有無の検討

訪問時

② 動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）

③ 標準予防策（消毒・PPE 着脱の徹底）

④ ケアの実施内容・実施方法の確認

イ) 医療処置を行う前には、必ず手指衛生（手洗い・手指消毒）を行い、原則として使い捨て手袋を使用して実施するとともに、ケアを終えるごとに手袋を交換する。

ロ) チューブ類は、感染のリスクが高いことに留意する。

ハ) 喀痰吸引の際には、喀痰等の飛沫や接触による感染に注意する。

二) 経管栄養については、胃ろうからの注入の際等、チューブからの感染に注意する。栄養剤を投与後、チューブ内に栄養剤が残存しないよう十分に洗浄する。

ホ) 膀胱留置カテーテルを使用している場合、尿バックの高さが膀胱の位置より下になるように留意し、適切な位置にクリッピングをする等、逆流させないようにすることも必要。

⑤ 濃厚接触者への対応 など

(3) 区市町村への報告

市町村等の保健所へ報告する

(4) 保健所及び医療機関との連携

管理者は保健所と連携し、感染症法に基づいて保健所が行う積極的疫学調査やまん延防止対策に協力する

5 感染症対策委員会の設置

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、附属の病院内に設置されている感染症対策委員会（以下「委員会」という。）とともに委員会メンバーとして活動をしていく。

① 委員会の責任者は管理者とし、当該者を以て「専任の感染対策を担当する者」（以下「担当者」という。）とする。

② 委員会は、定期的（6か月1回以上）かつ必要な場合に担当者が招集する。

6 委員会の議題は、委員長が定める。具体的には、次に掲げる内容について協議するものとする。

- ア 事業所内感染対策の立案
- イ 指針・マニュアル等の整備・更新
- ウ 利用者及び従業員の健康状態の把握
- エ 感染症発生時の措置（対応・報告）
- オ 研修・教育計画の策定及び実施
- カ 感染症対策実施状況の把握及び評価

7 従業員に対する研修の実施

事業所は勤務する従業員に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施する。

（1）新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

（2）定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を年2回以上実施する。

（3）訓練（シミュレーション）

事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。

8 指針の閲覧

「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。

湯河原病院附属訪問看護ステーション

令和6年4月1日作成

令和8年8月1日改定